

鹿島市下水道事業

下水道使用料の改定（案） （パブリックコメント説明資料）

1. 下水道事業について	2
2. 下水道事業の現状	3
3. 下水道事業の今後の見通し	8
4. 下水道事業審議会での審議	11
5. 下水道使用料改定（案）	15
6. 現行と改定案の下水道使用料比較表 ...	16
パブリックコメント募集要領	17
参考資料	18

1. 下水道事業について

下水道事業の目的

(1) 公共用水域の水質汚濁防止・公衆衛生の向上

(2) 水洗化による生活環境の改善

(3) 市街地の水害・浸水被害の防止

汚水処理に関する事業

私費で賄う
(使用料)

雨水対策に関する事業

公費で賄う
(税金)

原則

鹿島市の下水道事業では、長年の課題であった浸水被害の軽減のため、昭和62年に雨水の供用を開始し、汚水は終末処理場（鹿島市浄化センター）を平成6年度に稼働し、汚水処理に関する整備を進めてきました。

2. 下水道事業の現状

(1) 汚水処理人口について

鹿島市の汚水処理は、公共下水道、浄化槽及びし尿汲取で行っています。
公共下水道は、**市内の約3割の方が使用**しています。

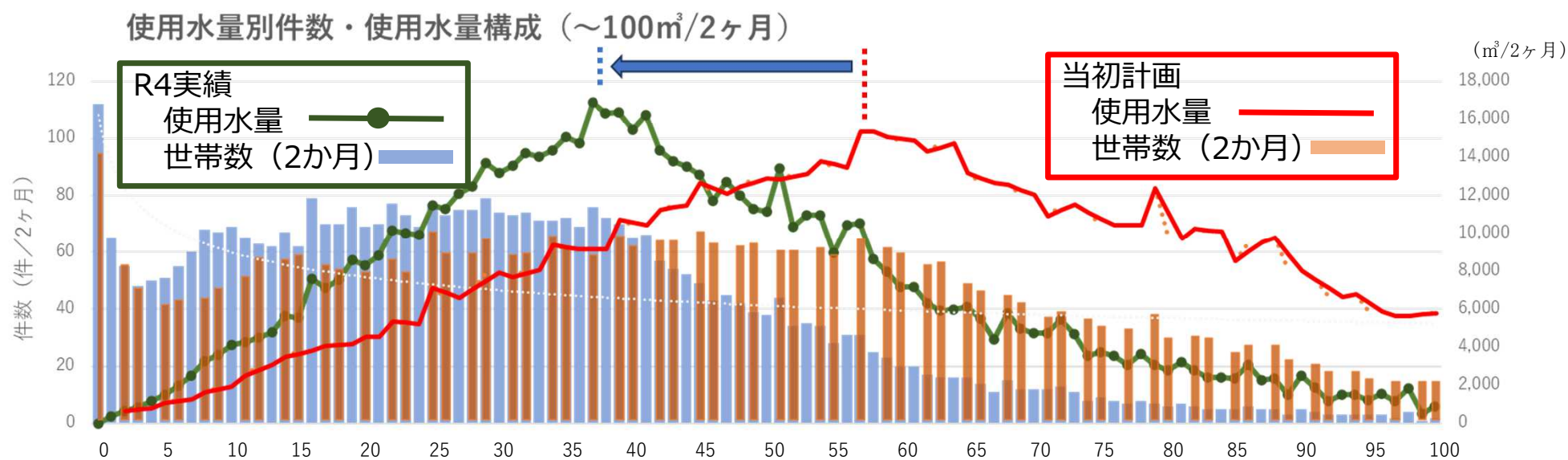
(R6.3.31現在)

	公共下水道	浄化槽		し尿汲取	計 (総人口)
		合併処理浄化槽	単独処理浄化槽		
区分人口	9,172人	7,224人	1,070人	9,944人	27,410人
		8,294人			
比率	33.5%	30.2%		36.3%	100.0%

2. 下水道事業の現状

(2) 下水道使用水量 (R4実績) と計画水量の比較

節水機器等の普及などにより当初計画より**1人当たりの使用水量が少なくなっています**。(=使用料収入が想定より少なくなっている)



2. 下水道事業の現状

(3) 県内自治体との下水道使用料の比較

現行では**基本料金が低く**、また累進倍率（従量使用料金単価の最も高い額と最も低い額との比率）が高い**大口に依存した料金体系**といえます。

R6.3.31現在（単位：円／1か月・税込み）

※		基本料金のみ		基本料金+従量使用料金							累進倍率
類似団体区分	団体名	5m ³	10m ³	20m ³	30m ³	50m ³	100m ³	500m ³	1000m ³	2000m ³	
		一般家庭超小口	一般家庭小口	一般家庭標準	一般家庭大口 店舗兼住宅	一般家庭超大口 事業所標準	事業所大口	事業所超大口	事業所超大口	事業所超大口	
Ad	佐賀市	1,210	1,210	3,168	5,247	9,647	22,517	149,677	308,627	626,527	1.62
Bd1	唐津市	979	1,270	3,305	5,901	11,093	28,913	171,473	349,673	706,073	1.75
Bd1	鳥栖市	1,210	1,210	2,475	3,740	7,700	17,600	106,700	233,200	486,200	2.00
Cc2	多久市	990	1,980	3,960	5,940	9,900	19,800	99,000	198,000	396,000	1.00
Cc1	伊万里市	1,260	1,500	3,480	5,790	10,850	23,780	127,180	256,430	514,930	1.31
Cc2	武雄市	1,100	2,200	4,180	6,160	10,120	20,020	99,220	198,220	396,220	1.00
Cc2	鹿島市	803	1,155	2,640	4,345	8,305	19,855	121,055	247,555	500,555	1.70
Cc2	小城市	1,100	1,694	3,674	5,654	9,614	20,614	117,414	238,414	480,414	1.22
Cd2	嬉野市	1,320	1,320	2,970	4,620	7,920	16,170	82,170	164,670	329,670	1.00

※Ccが鹿島市と同規模の下水道事業を行う団体

神崎市は世帯割・世帯員制の料金体系のため、従量制の県内9市で比較
小城市は7m³までが基本料金のみであるため、10m³の額は基本料金+従量使用料金を記載

2. 下水道事業の現状

(4) 鹿島市における下水道使用料収入の現状（令和4年度）

現行体系では、**累進倍率が高いため**使用水量に応じた使用料収入となっておらず、特に**使用件数や使用水量の分布が多い2か月20m³超～60m³の収入状況**が使用料収入全体に影響を与えています。

		基本料金		従量使用料金（1m ³ につき加算）				
		一般家庭超小口	一般家庭小口	一般家庭標準	一般家庭大口 店舗兼住宅	一般家庭超大口 事業所標準	事業所大口	事業所超大口
使用水量（2か月）		～10m ³	11～20m ³	21～40m ³	41～60m ³	61～100m ³	101～200m ³	201m ³ ～
現行使用料（2か月・税抜）		1,460円	2,100円	135円	155円	180円	210円	230円
件数分布	4,270件	700件	683件	1,455件	790件	318件	108件	216件
	100%	16.4%	16.0%	34.1%	18.5%	7.4%	2.5%	5.1%
年間使用水量 ※	932,622m ³	20,046m ³	63,801m ³	264,129m ³	229,213m ³	133,564m ³	46,163m ³	175,706m ³
	100%	2.1%	6.8%	28.3%	24.6%	14.3%	4.9%	18.8%
年間使用料収入（税抜） ※	138,284千円	6,098千円	8,561千円	30,444千円	28,956千円	18,761千円	7,606千円	37,858千円
	100%	4.4%	6.2%	22.0%	20.9%	13.6%	5.5%	27.4%

※ 年間使用水量・使用料収入は日割分を除く。

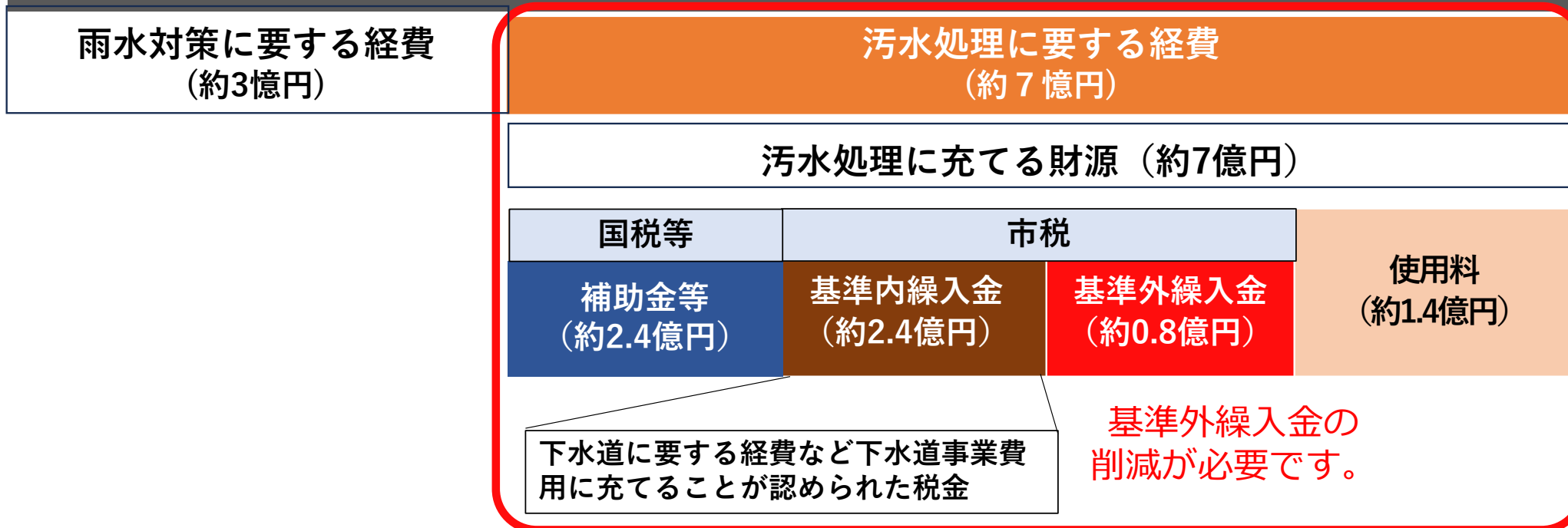
2. 下水道事業の現状

(5) 事業費と財源

汚水処理については、使用料で賄えない部分を**基準外繰入金（市税）**で補填する状況が続いています。

令和4年度決算額

下水道事業費（約10億円）



3. 下水道事業の今後の見通し

(1) 使用料改定の必要性

本市の下水道事業では、これまで人員削減や汚水処理施設の包括的民間委託等により経費削減に努めてきましたが、使用料収入だけでは経費を賄うことができず、その財源不足を一般会計からの繰入金で補填し、事業を行っている状況です。

令和5年8月に策定した経営戦略の投資・財政計画においては、人口減少・節水機器等の普及により使用料が伸び悩む一方、汚水処理施設の改築等により経営はさらに厳しくなっていく見通しが示されています。

今後、さらなる経営の健全化を図り、将来世代に負担を先送りしないために、下水道使用料を見直す必要があります。

3. 下水道事業の今後の見通し

(2) 経費回収率

経費回収率とは、使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表す指標で、**100%以上であることが必要**です。

$$\text{経費回収率} = \frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費（公費負担分を除く）}} \times 100$$

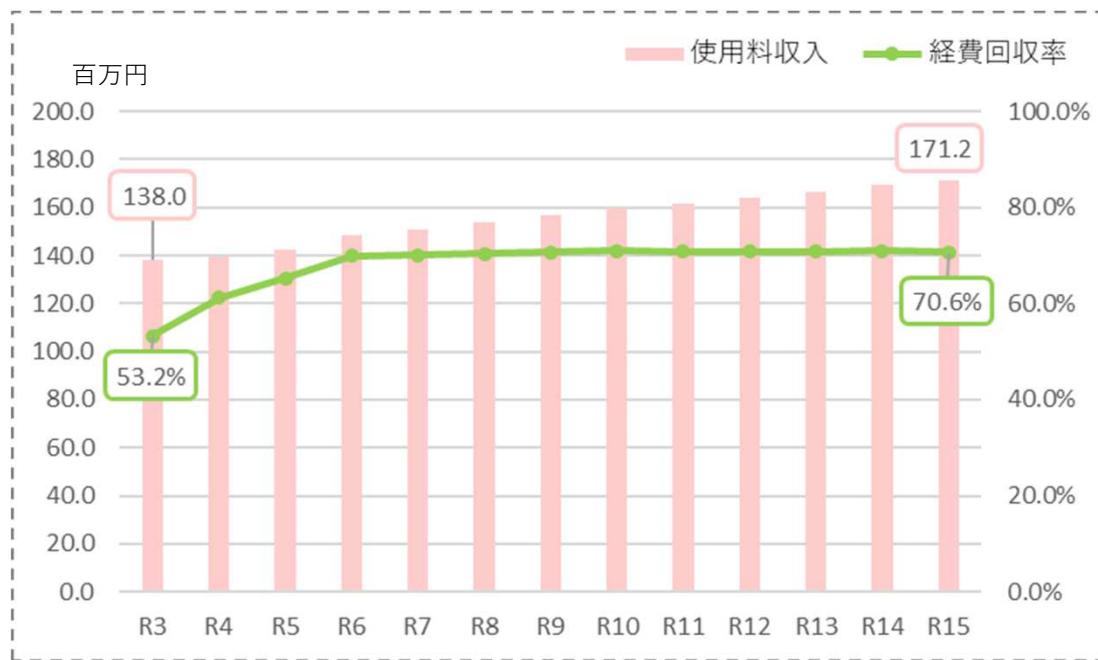
鹿島市下水道事業の経費回収率は**61.58%（R4決算値）**であり、賄えていない部分（8,000万円ほど）を基準外繰入金で補填しています。

3. 下水道事業の今後の見通し

(3) 使用料収入及び経費回収率の推移 (経営戦略p.28 p.33より)



(経営戦略)



接続推進により使用料収入は今後も増加する見込みです。一方、施設改築や物価高騰などにより費用も増加傾向であり、経費回収率は横ばいで推移する見込みとなっています。

⇒ **一般会計から補填
(基準外繰入金)**

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
使用料収入	138.0	139.6	142.4	148.4	151.0	153.9	156.6	159.7	161.8	164.2	166.6	169.4	171.2
経費回収率	53.2%	※ 61.2%	65.2%	69.9%	70.1%	70.4%	70.6%	70.9%	70.8%	70.8%	70.8%	70.9%	70.6%

※ 経営戦略策定時の見込み値 (R4決算値 : 61.58%)

使用料収入は増加見込み

経費回収率は横ばい

4. 下水道事業審議会での審議

(1) 審議会の開催

このようなことから、今後の下水道事業の健全な経営につなげるため、鹿島市下水道事業審議会において、令和6年2月から下水道使用料の適正化について現在ご審議いただいているところです。

	開催日	内容
第1回	令和6年2月 5日	諮問 下水道事業の変遷 下水道事業会計について
第2回	令和6年3月14日	現地視察
第3回	令和6年4月23日	公共下水道事業経営戦略と現状について 下水道使用料金の設定・考え方について
第4回	令和6年6月18日	下水道使用料のシミュレーションについて
第5回	令和6年7月23日	下水道使用料のシミュレーション絞り込みについて

審議会の内容（資料・議事録）は、市のホームページで確認することができます。



4. 下水道事業審議会での審議

(2) 審議会での主な意見（その1）

【基準外繰入金】

- 下水道事業の必要経費に対し、使用料が十分な水準でなければ、市税（基準外繰入金）で補填することになる。料金を見直さない分、使用者以外の誰かが責任を負わなければならないという関係を理解する必要がある。
- 水道料金は市民多くの方に影響するが、受益者が限られる下水道事業に一般会計から補助（基準外繰入金）をしているということについてはしっかりと検討したほうがいい。

【料金設定】

- 水道料金も15%上がる中、下水道使用料も改定すれば節水意識が強くなり、思ったほどの収入につながらないということもあり得るのでは。
- 物価上昇が今後経費をどれだけ上げるのかということも考慮しなければいけないと思う。
- 現行の設定は、大口事業所から多く料金をもらっているという見方がある一方、小口利用者からは少なく徴収しているという見方もある。
- 経費回収率を100%まで持っていこうとすれば、改定率50%以上が必要となる。大幅すぎて現実的ではない。

4. 下水道事業審議会での審議

(2) 審議会での主な意見（その2）

【市民への説明】

- 市民への説明が重要だと思う。将来性や、今後の見通しがあるから、だからこのような料金体系を考えてこういうふうになるんです、という明確な説明を市民に対してするべきである。
- 市として、何のために料金見直しが必要なのかをしっかりと市民の方に説明があれば、市民の方も理解はしていただけるのではないかと思う。

【経営】

- 下水道の区域を広げることで負担が大きくなっていくという面もあるのでは。浄化槽もあるので、あまり区域を拡張しないほうが良いと思う。
- 今回、料金を見直したとしても、料金改正の効果検証は必ず行い、社会情勢などを考慮し定期的に料金の適正性について検討していくべき。

4. 下水道事業審議会での審議

(3) 使用料改定（案）の考え方のポイント

□ 経費回収率80%以上の達成

- ・ 国庫補助金の交付要件の1つに掲げられている
- ・ 経営戦略においても目標数値としている

審議会で使用料シミュレーションした内容については、資料後半の「参考資料【3】」をご覧ください

□ 基準外繰入金の削減

- ・ 経営戦略において、今後も8,000万円程度の繰り入れを要することが見込まれており、改善する必要がある

□ 使用水量区分に応じた使用料体系の設定

- ・ 当初計画で見込んでいた使用水量と、現在の使用水量の分布構成が変化していることへの対応
- ・ 使用水量が多い区分（大口）に依存した料金体系の見直し（現行：累進倍率[※]1.7）

□ 物価高騰が続く中、低水量使用者（小口）に対する配慮の必要性

※ 累進倍率・・・従量使用料の最も高い額と最も低い額との比率。累進倍率が高いと、使用水量が多くなるほど、m³当たりの使用料が高くなる。

5. 下水道使用料改定（案）

平均改定率24.49%

これまでの審議会の経過を踏まえ、次のとおり使用料改定を検討しています。
 （令和7年4月使用分からを想定）

- 経費回収率 61.58% → 80.49%見込み 【80%以上達成】
- 基準外繰入金（税金での補助） 約8,000万円 → 約4,600万円 【3,400万円削減】
- 累進倍率 1.7倍（230円/135円） → 1.57倍（265円/169円） 【格差の緩和】
- 0~10m³の基本料金は据え置き 【低水量使用者への配慮】

現行の下水道使用料

2か月、税抜き

区分	汚水量(m ³)	件数	比率	料金
料基本	0~10	700件	16.4%	1,460円
	11~20	683件	16.0%	2,100円
（1m ³ につき）従量使用料金	21~40	1,455件	34.1%	135円
	41~60	790件	18.5%	155円
	61~100	318件	7.4%	180円
	101~200	108件	2.5%	210円
	201~	216件	5.1%	230円



改定案

2か月、税抜き

区分	汚水量(m ³)	料金	
料基本	0~10	1,460円	改定なし 約35%
	11~20	2,840円	
（1m ³ につき）従量使用料金	21~40	169円	約25%
	41~60	194円	
	61~100	225円	
	101~200	242円	約15%
	201~	265円	

※件数は令和4年度実績

※現行と改定（案）の下水道使用料比較表

鹿島市の下水道使用料は2か月ごとに徴収しており、改定（案）で改正した場合の使用料は次のとおりになります。

2か月、税込み

使用水量	現行	改定案	現行との差額
10m ³	1,606円	1,606円	0円
20m ³	2,310円	3,124円	814円
40m³	5,280円	6,842円	1,562円
60m ³	8,690円	11,110円	2,420円
100m ³	16,610円	21,010円	4,400円
200m ³	39,710円	47,630円	7,920円
1,000m ³	242,110円	280,830円	38,720円

【計算方法】

2か月で40m³使用した場合

(A) 基本料金 3,124円
 ・基本料金20m³まで2,840円×1.1

(B) 超過料金 3,718円
 ・(使用水量40m³ - 基本料金20m³) × 169円 × 1.1

(A) + (B) = 6,842円

- ・ **使用水量40m³／2か月**が 国が示す一般家庭の標準的な水量の目安 とされています。
- ・ 下水道使用料は、2か月に1度、水道料金と一緒に請求されます。

下水道使用料の改定（案）に関するパブリックコメント 募集要領

【意見募集の内容】 下水道使用料の改定（案）について

【募集期間】 令和6年8月31日（土）～令和6年9月30日（月）（31日間）

【対象の方】 ・市内に在住または通勤されている方（法人その他団体を含む）
・市内に土地または建物を所有されている方（ 〃 ）

【意見の提出方法】 意見書様式に必要事項（住所・氏名・電話番号・意見）を記載し、環境下水道課へ ①郵送又は持参、②メール又はFAX、③応募フォーム のいずれかの方法でご提出ください（必要事項を満たしていれば任意様式でも構いません）

【提出先・問合せ先】 環境下水道課 TEL：0954-63-2134

FAX：0954-62-3717

Mail：gesuidou@city.saga-kashima.lg.jp

（持参での提出・問合せ対応は、平日8：30～17：15となります。）



応募フォーム

下水道使用料の改定（案） （パブリックコメント説明資料）

【参考資料】

- 【1】 改定（案）による支払額試算（水道料金合算） … 19
- 【2】 県内10市の下水道使用料の比較 …… 20
（1か月に20m³使用した場合）
- 【3】 下水道事業審議会での審議
 - （1）使用料シミュレーションの検討 …… 21
 - （2）使用料シミュレーションの絞り込み …… 23

【1】改定（案）による支払額試算（水道料金合算）

下水道使用料は水道料金と合わせて徴収しているため、改定（案）で改正した場合、**水道料金と合算した2か月ごとの支払額**は次のとおりになります。

水道料金と合わせた支払額

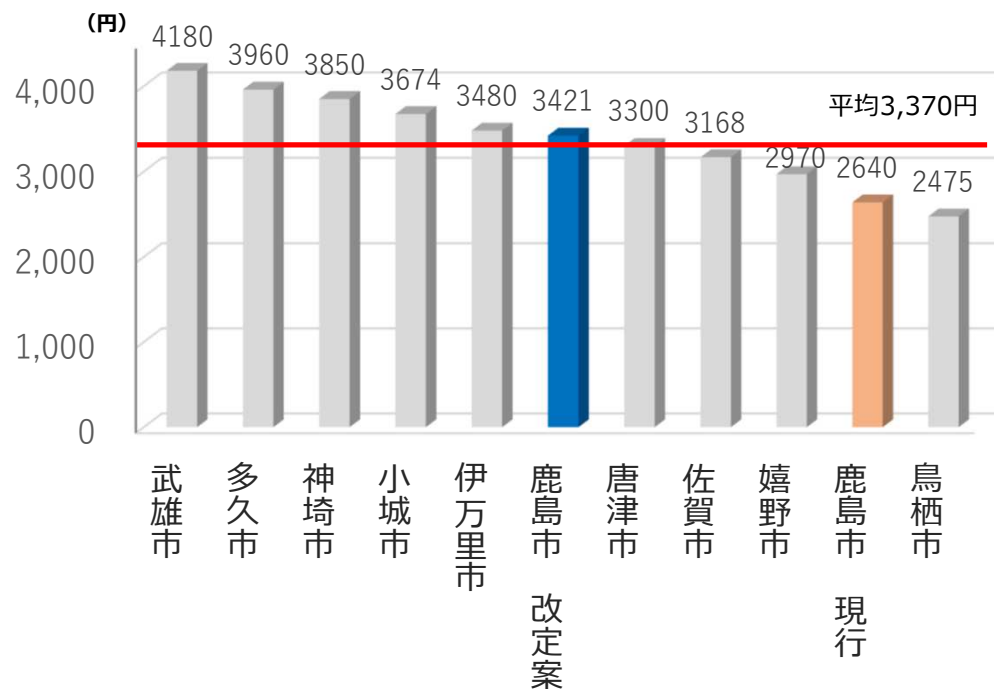
2か月、税込み

水量	水道料金	下水道使用料 (改定案)	合算した支払額	現行との 差額
10m ³	2,530円	1,606円	4,136円	0円
20m ³	4,048円	3,124円	7,172円	814円
40m³	9,108円	6,842円	15,950円	1,562円
60m ³	14,764円	11,110円	25,784円	2,420円
100m ³	26,818円	21,010円	47,828円	4,400円
200m ³	57,178円	47,630円	104,808円	7,920円
1,000m ³	300,058円	280,830円	580,888円	38,720円

- ・水道料金は、R6.7～改定後の料金です。
- ・詳細な料金早見表は、市のホームページで確認できます。



【2】 県内 10 市の下水道使用料の比較 (1 か月に 20 m³ 使用した場合)



令和 6 年 3 月末時点(単位:円・税込み)

団体名	金額	団体名	金額
武雄市	4,180	唐津市	3,300
多久市	3,960	佐賀市	3,168
神崎市	3,850	嬉野市	2,970
小城市	3,674	鹿島市	2,640
伊万里市	3,480	鳥栖市	2,475

改定案

3,421

神崎市は世帯割・世帯員制の料金体系のため、1世帯3人の場合の使用料で比較

現行使用料は、県内 10 市中 **高い方から 9 番目** です (県内平均 3,370 円)。
改定案の場合、県内 10 市中 **高い方から 6 番目** となります。

【3】 下水道事業審議会での審議

(1) 使用料シミュレーションの検討（その1）

第4回審議会では、現行の基本料金、従量使用料金を一律上げた場合や現行の料金単価をスライドさせた場合のシミュレーションが行われました。

	CASE1 水道料金改定率 と同様（一律 15%改定）	CASE2 経費回収率80% 目標（一律30% 改定）	CASE3 経費回収率90% 目標（一律50% 改定）	CASE4 <u>単価スライド</u> （料金体系見直 し）	CASE5 <u>単価スライド</u> +使用水量構成 に応じた従量使 用料金の見直し
経費回収率	約70%	約80%	約90%	70%後半	約80%
累進倍率	1.7倍	1.7倍	1.7倍	1.7倍	1.45倍
【参考】標準世帯 (40m ³ /2カ月)	1か月396円増	1か月786円増	1か月1,293円増	1か月963円増	1か月1,183円増

審議の中では、さらなる節水の動きも考慮した使用料の在り方や、料金区分ごとの使用者目線での負担感を考えるべきとの意見などがありました。

【3】下水道事業審議会での審議

(1) 使用料シミュレーションの検討（その2）

使用料で賄うべき経費を基準外繰入金（税金）で補填している現状を解決する（経費回収率を100%にする）には改定率50%以上の大幅な使用料改定が必要であることから、第5回審議会では**経費回収率80%前後を目安に**検討が行われました。

	審議会案1 ・基本料金15%増 ・従量使用料金 約33%増	審議会案2 ・基本料金改定なし ・従量使用料金 33~41%増	審議会案3 ・基本料金30%増 ・従量使用料金 約20%増	審議会案4 単価スライド (料金体系見直し) (=CASE4)	審議会案5 審議会案4にさらに 従量使用料金約20%増
経費回収率	78.09%	76.61%	76.19%	77.72%	81.36%
累進倍率	1.69倍	1.81倍	1.67倍	1.7倍	2.04倍
【参考】標準世帯 (40m ³ /2カ月)	1か月671円増	1か月495円増	1か月677円増	1か月963円増	1か月1,018円増

【3】 下水道事業審議会での審議

(2) 使用料シミュレーションの絞り込み（その1）

- ・ 全ての使用者に関わる基本料金が低い設定であることが収入の伸び悩みにつながっている
- ・ 大口に依存した料金体系の是正の必要性（節水等による使用水量減少を見込んだ料金体系）などの観点から、案3を基に案6が設定されました。

審議会案6（審議会案3の修正案）			
・ 基本料金35%増 ・ 従量使用料金15～25%増			
区分	汚水量 (m ³)	使用料 (税抜き)	現行との差額
基本料金	0～10	1,970円	510円
	11～20	2,840円	740円
従量使用料金 (1m ³ につき)	21～40	169円	34円
	41～60	194円	39円
	61～100	225円	45円
	101～200	242円	32円
	201～	265円	35円
経費回収率	77.61%		
累進倍率	1.57倍		
【参考】標準世帯 (40m ³ /2カ月)	1か月781円増		

■ 使用水量別料金単価

単位：円/m³（税抜き）

使用水量			現行	審議会案3	審議会案6
基本料金	10m ³	一般家庭超小口	146	190	197
	20m ³	一般家庭小口	105	137	142
	40m ³	一般家庭標準	120	151	156
	60m ³	一般家庭大口 店舗兼住宅	132	162	168
	100m ³	一般家庭超大口 事業所標準	151	183	191
	200m ³	事業所大口	181	217	217
	1,000m ³	事業所超大口	220	263	255

【3】 下水道事業審議会での審議

(2) 使用料シミュレーションの絞り込み (その2)

- ・基本料金0～10 m³の使用区分は、**現行体系においても料金設定は極端に低くない**
 - ・物価高騰が続く中、**小口に対する配慮も必要**である
- などの観点から、案6を基に案7が設定されました（=今回の改定(案)）。

審議会案7 (審議会案6の修正案)			
<ul style="list-style-type: none"> ・超小口 (~10m³) 改定なし ・基本料金35%増 ・従量使用料金15~25%増 			
区分	汚水量 (m ³)	使用料 (税抜き)	現行との差額
基本料金	0~10	1,460円	0円
	11~20	2,840円	740円
従量使用料金 (1m ³ につき)	21~40	169円	34円
	41~60	194円	39円
	61~100	225円	45円
	101~200	242円	32円
	201~	265円	35円
経費回収率	76.66% (R4決算値)、80.49% (R6予算値)		
累進倍率	1.57倍		
【参考】標準世帯 (40m ³ /2カ月)	1か月781円増		

■ 使用水量別料金単価

単位：円/m³ (税抜き)

使用水量			現行	審議会案6	審議会案7
基本 料金	10m ³	一般家庭超小口	146	197	146
	20m ³	一般家庭小口	105	142	142
	40m ³	一般家庭標準	120	156	156
	60m ³	一般家庭大口 店舗兼住宅	132	168	168
	100m ³	一般家庭超大口 事業所標準	151	191	191
	200m ³	事業所大口	181	217	217
	1,000m ³	事業所超大口	220	255	255